

「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」の概要

1. 趣旨

児童虐待による痛ましい死亡事件等が後を絶たない状況にあり、児童相談所が専門機関として対応に万全を期すことが必要である。

このため、児童虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るために「子ども虐待の対応の手引き」(厚生省児童家庭局企画課長通知)に規定する「通告・相談への対応」及び「調査及び保護者・子どもへのアプローチ」を基に、対応における着眼点や工夫例等を盛り込み、児童相談所の執務の参考となる手引きを作成し、通知(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「虐待通告のあった児童の安全確認の手引きについて」(平成22年9月30日雇児総発0930第2号))するものである。

2. 主な内容

(1) 構成内容

児童相談所が、虐待通告を受付した時点から子どもの安全を確認するまでの一連の過程において生じる様々な問題を前提にして対応の手順を記載。

1. 児童の安全確認に関する基本的な考え方
2. 虐待通告受付時の対応の基本事項
3. 虐待通告があった場合の対応の基本事項
4. 安全確認における基本事項
5. 拒否的な保護者等への対応の参考例
6. 立入調査及び出頭要求並びに臨検・捜索についての基本事項
7. 立入調査に当たっての留意点
8. 出頭要求・再出頭要求に関する留意点
9. 臨検・捜索に関する留意点
10. 平素からの警察との連携体制の整備

(参考1) 臨検・捜索に係る裁判所への許可状請求のための資料

(参考2) 安全確認ができないケースについての対応例

(2) 新たに盛り込んだ主なもの

1. 児童の安全確認に関する基本的な考え方を記載
2. 安全確認が行えない場合の対応方針を記載
3. 通告時、家庭訪問時、社会調査時等において取組事例などを対応の流れの中に記載
4. 平素からの警察との連携体制の整備について記載
5. 臨検・捜索を行った自治体の裁判官への許可状申請書類のリストを参考として記載
6. 自治体から報告のあった工夫事例の主なものを参考として記載